

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 一三
- 公金の徴収の事務を委託した件二件 一三
- 道路の区域を変更する件 一三
- 道路の供用を開始する件二件 一四
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 一四

### 公 告

- 随意契約の相手方を決定した件 一四
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 一五
- 福島県病院局 一五
- 公金の収納の事務を委託した件 一五
- 福島県人事委員会 一六
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 一六

## 告 示

### 福島県告示第二百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津東部土地改良区から平成二十三年四月十一日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十一日認可した。

平成二十三年五月六日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

### 福島県告示第二百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、郡山市多田野土地改良区から平成二十三年四月五日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十一日認可した。

平成二十三年五月六日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

### 福島県告示第二百三十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成二十三年五月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 委託した事務の範囲及び内容

ふくしま県民の森施設等使用料徴収事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団

2 所在地 安達郡大玉村玉井字長久保六十八番地

三 徴収の事務を委託する期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(森林整備課)

### 福島県告示第二百三十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成二十三年五月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県総合緑化センター施設等使用料徴収事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 財団法人福島県都市公園・緑化協会

2 所在地 福島市佐原字神事場一番地

三 徴収の事務を委託する期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(森林整備課)

### 福島県告示第二百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所まで平成二十三年五月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	福島市飯坂町湯野字 渡堂六番一地从先 同 市飯坂町湯野字 間下五〇番地先まで	変更前 変更後	A 一一・〇 六八・〇 A 一一・〇 六八・〇 B 二・六 七・〇	一、一二八・〇 一、一二八・〇 一、八〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十三年五月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十三年五月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道三九九号	福島市飯坂町湯野字 同 市飯坂町湯野字 間下五〇番地先まで	平成二十三年五月六日

(道路計画課)

福島県告示第二百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年五月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十三年五月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二八九号	南会津郡只見町大字長浜字 同 郡 町 大字長浜字 杉沢二二四五番 一一八地先から	平成二十三年五月六日

三九八地先まで

(道路計画課)

福島県告示第二百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
平成二十三年五月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 郡山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業(郡山市流域関連公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和五十二年七月二十二日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和五十二年七月二十二日から平成二十三年三月三十一日まで  
(変更後) 昭和五十二年七月二十二日から平成二十七年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成十七年福島県告示第六百八号)の事業地に郡山市富久山町久保田字本木並びに富久山町福原字中之内及び字東内打の各全部の区域を加える。

同事業地に郡山市富田町字下双又及び字逆池北、富久山町福原字東苗内並びに田村町徳定字中河原の各一部の区域を加える。  
同事業地のうち郡山市富久山町久保田字榊形、字岡ノ城、字我妻、字古町及び字南田並びに田村町徳定字下河原の各一部の区域を全部の区域に改める。  
同事業地のうち郡山市富久山町久保田字大原、字三御堂及び字前田並びに富久山町福原字境田、字三斗蒔田及び水尾沢の一部の区域を変更する。  
使用の部分 変更なし。  
(下水道課)

公 告

公告第80号

WTIOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)。

以下「特例政令」という。) 第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年5月6日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県生活環境部県民安全総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
72,660,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(災害対策課)

公告第八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十三年五月六日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

郡山市田母神土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 平栗 一男

同 中畑 忠孝

同 遠藤 武房

同 田母神 一二

同 植田 稔

同 小島 七郎

同 渡邊 武仁

同 小島 年春

同 先崎 孝太郎

同 有馬 善夫

住所

郡山市田母神字矢内作三二番地

同 市田村町田母神字松ノ木三三番地

同 市田村町田母神字新屋敷七五番地

同 市田村町田母神字北向四五番地

同 市田村町田母神字堀ノ内六一番地

同 市田村町田母神字南ノ内五八番地

同 市田村町田母神字平内一九番地

同 市田村町田母神字中井三五番地

同 市田村町田母神字赤坂三三番地

同 市田村町田母神字馬場九六番地

同	吉田 秀吉	同	郡山市田母神字矢内作三二番地
同	上遠野 大吉	同	市田村町田母神字黒森三番地
同	須藤 隆志	同	市田村町田母神字新屋敷六番地
同	遠藤 正美	同	市田村町田母神字新屋敷三六番地
同	松岡 孝典	同	市田村町田母神字矢内作九番地
同	富永 健一	同	市田村町田母神字姉屋九三番地
同	植田 光正	同	市田村町田母神字黒甫三三五番地
同	渡邊 喜藏	同	市田村町田母神字宮ノ前七六番地
同	就任した役員		
役別 氏名		住所	
理事 平栗 一男		郡山市田母神字矢内作三二番地	
同 中畑 忠孝		市田村町田母神字松ノ木三三番地	
同 遠藤 武房		市田村町田母神字新屋敷七五番地	
同 田母神 一二		市田村町田母神字北向四五番地	
同 植田 稔		市田村町田母神字堀ノ内六一番地	
同 小島 七郎		市田村町田母神字南ノ内五八番地	
同 渡邊 武仁		市田村町田母神字平内一九番地	
同 小島 年春		市田村町田母神字中井三五番地	
同 先崎 孝太郎		市田村町田母神字赤坂三三番地	
同 有馬 善夫		市田村町田母神字馬場九六番地	
同 吉田 秀吉		市田村町田母神字黒甫一九九番地	
同 上遠野 大吉		市田村町田母神字黒森三番地	
同 須藤 隆志		市田村町田母神字新屋敷六番地	
同 遠藤 正美		市田村町田母神字新屋敷三六番地	
同 松岡 孝典		市田村町田母神字矢内作九番地	
同 富永 健一		市田村町田母神字姉屋九三番地	
同 植田 光正		市田村町田母神字黒甫三三五番地	
同 渡邊 喜藏		市田村町田母神字宮ノ前七六番地	

(農村計画課)

福島県病院局

福島県病院局告示第1号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成23年5月6日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

1 委託した事務の範囲及び内容

福島県人事委員会

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十三年五月六日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十一号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条の四第五項中「規定する放課後児童健全育成事業」の下に、「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第七項に規定する児童デイサービスに係る事業その他人事委員会が定める事業（以下「放課後児童健全育成事業等」という。）」を加え、「当該放課後児童健全育成事業」を「当該放課後児童健全育成事業等」に、「迎えに行く」を「送迎する」に改める。

第十三条第二十二号中「風水震災火災その他非常災害」を「地震、水害、火災その他の災害」に改め、同条第二十三号を次のように改める。

二十三 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合 一週間の範囲内において必要と認められる期間

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行う、又は一時的に避難しているとき

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく

不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき第十三条第二十五号中「風水震災火災その他の災害」を「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）